

「第288回判例・事例研究会」

テーマ：夫婦の一方による、他方と不貞行為に及んだ第三者に対する離婚に伴う慰謝料請求について

日 時	平成31年2月21日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求事件 判 決 平成31年2月19日 第三小法廷判決／平成29年(受)第1456号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● 本件は、被上告人が、上告人に対し、上告人が被上告人の妻であったAと不貞行為に及び、これにより離婚をやむなくされ精神的苦痛を被ったと主張して、不法行為に基づき、離婚に伴う慰謝料等の支払を求める事案。● 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、被上告人の請求を一部認容すべきものとした。上告人とAとの不貞行為により被上告人とAとの婚姻関係が破綻して離婚するに至ったものであるから、上告人は、両者を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負い、被上告人は、上告人に対し、離婚に伴う慰謝料を請求することができる。
論点	夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対し、離婚に伴う慰謝料を請求することができるか。
判旨	<p>【論点の判断】</p> <p><u>夫婦の一方は、他方と不貞行為に及んだ第三者に対して、特段の事情がない限り、離婚に伴う慰謝料を請求することはできないものと解するのが相当である。</u></p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">● 夫婦の一方は、他方に対し、その有責行為により離婚をやむ

	<p>なくされ精神的苦痛を被ったことを理由としてその損害の賠償を求めることができるところ、本件は、夫婦間ではなく、夫婦の一方が、他方と不貞関係にあった第三者に対して、離婚に伴う慰謝料を請求するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">● 夫婦が離婚するに至るまでの経緯は当該夫婦の諸事情に応じて様ではないが、協議上の離婚と裁判上の離婚のいずれであっても、<u>離婚による婚姻の解消は、本来、当該夫婦の間で決められるべき事柄である。</u>● したがって、夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は、これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても、<u>当該夫婦の他方に対し、不貞行為を理由とする不法行為責任を負うべき場合があることはともかくとして、直ちに、当該夫婦を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負うことはない</u>と解される。第三者がそのことを理由とする不法行為責任を負うのは、<u>当該第三者が、単に夫婦の一方との間で不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図してその婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情があるときに限られる</u>というべきである。● これを本件についてみると、前記事実関係等によれば、上告人は、被上告人の妻であったAと不貞行為に及んだものであるが、これが発覚した頃にAとの不貞関係は解消されており、離婚成立までの間に上記特段の事情があったことはうかがわれない。したがって、被上告人は、上告人に対し、離婚に伴う慰謝料を請求することができないというべきである。
--	--